

オープンカウンター方式による見積合せの公示

次のとおり、オープンカウンター方式による見積合せを実施します。

令和8年6月26日

独立行政法人都市再生機構

東日本都市再生本部

本部長 松村 秀弦

1 調達内容

(1) 調達件名

令和8年度都市計画地理情報システム研修業務

(2) 調達内容詳細

仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日 から 令和8年11月30日 まで

(4) 履行又は納入場所

仕様書による。

(5) 見積方法

見積金額は、総価を記載すること。

契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって決定価格とするので、見積書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

なお、見積書は本公示に記載の書式を使用すること。

2 参加資格

(1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

(2) 機構東日本地区における令和7・8年度物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、「役務提供」に係る競争参加資格の認定を受けていること。

※「全省庁統一資格」は機構の競争参加資格とは関係ないため注意すること。

(3) 公示日から見積合せ日までの期間に、機構から本件の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

(4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。

(5) 本公示、仕様書及びオープンカウンター方式による見積合せ説明書（機構ホームページ→入札・契約情報→入札・契約の合理化のための取り組み→オープンカウンター方式（<https://www.ur-net.go.jp/order/aratanatorikumi.html>）参照）等を承諾していること。

3 見積書の提出場所等

(1) 見積書の提出場所及び見積手続等に関する問合せ先

〒163-1315

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー15階

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

総務部経理課 電話 03-3347-4252

(2) 見積書の提出期限及び提出方法

① 提出期限 令和8年7月2日(木) 16:00

② 提出方法

(見積書に押印をする場合)

持参又は同日同時刻必着の書留郵便による郵送とする。なお、郵送による場合は二重封筒とし、表封筒に「オープンカウンター見積書在中」と必ず朱書きすること。提出場所は上記(1)と同じ。

(見積書への押印を省略する場合)

同日同時刻必着の電子メールにより提出し、上記(1)へ提出した旨の電話をすること。提出先メールアドレスは以下の通り。

専用電子メールアドレス tosai-keiri@ur-net.go.jp

※見積書送付時の電子メールの件名に【7/2 オープンカウンター見積書】と記載すること。

※見積書送付の電子メール本文中に、住所・会社名・業者登録番号・担当者氏名・連絡先電話番号を記載すること。

(3) 見積合せの日時

見積書の提出期限後、遅滞なく実施する。なお、見積参加者の立会は求めない。

4 その他

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書作成の要否 不要

(3) 見積りの無効

本公示に示した競争参加資格のない者のした見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。

(4) 契約の相手方の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。

(5) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も、上記3(2)により見積書を提出することができるが、競争に参加するためには、見積書の提出より前に当該資格審査に係る申請書を提出し、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

(6) 仕様書の内容に係る質問等の受付先

〒163-1315

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号新宿アイランドタワー15階

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

事業調整部企画課

電話 03-5323-0785・03-5323-0747 (担当：岡田・長谷川)

以上

見 積 書

金 _____ 円也 (税抜：総額)

ただし、令和8年度都市計画地理情報システム研修業務
オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積りします。

年 月 日

住 所

会社名

代表者

印 ※1

独立行政法人都市再生機構

東日本都市再生本部

本部長 松村 秀弦 殿

※1 本件責任者 (会社名・部署名・氏名) : _____

担 当 者 (会社名・部署名・氏名) : _____

※2 連絡先 (電話番号) 1 : _____

連絡先 (電話番号) 2 : _____

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

表	裏
<p>独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 本部長 松村 秀弦 殿 (件名「令和8年度都市計画地理情報システム研修業務」 見積書)</p> <p>※ (押印省略)</p>	<p>封</p> <p>住所・会社名</p> <p>担当者氏名・連絡先</p> <p>※登録番号</p>

- ※ 機構ホームページで公表されている「有資格者名簿（東日本地区）物品購入等」に記載されている登録番号を記載すること。
 なお、競争参加資格を申請中の者にあつては、「競争参加資格申請中」と記載すること。
 提出された見積書については、開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることができないので注意すること。
- ※ 押印を省略する場合は、封筒に「(押印省略)」と記載すること。

仕様書

1 業務名称

令和 8 年度都市計画地理情報システム研修業務

2 業務の目的

本業務は、独立行政法人都市再生機構（以下、「当機構」という。）の事業実施にあたって必要となる、地図情報のデータ解析およびデータ作成作業について、当機構が利用する都市計画地理情報システム（GIS）に係る研修を行うものである。

3 業務の内容

当機構職員への研修を以下の要領に沿って実施する。

①対象者：最大 16 名

②場所：東京都新宿区西新宿六丁目 5 番 1 号 新宿アイランドタワー 15 階

③時間：120 分× 4 回（1 回あたり 4 名。各回同様の内容とする。）

④開催日数：2 日間（各日 10：00～12：00、13：30～15：30）

⑤機器等：研修で用いる PC 等は、受注者において用意する。プロジェクター及びスクリーンは当機構が用意する。その他研修に必要な資料、機材等は受注者の負担で用意する。

⑥研修内容：ArcGIS Pro の基本情報（GIS で作成可能な資料）、ArcGIS Pro の基本操作、ArcGIS Pro による図面作成及び ArcGIS Pro のフィルター機能含む条件検索等の基本操作について。

⑦その他

- ・研修資料は、本システムの操作マニュアルとしても活用できるよう作成し、当機構の指示する部数（参加人数分）及び電子データ（MSWord 又は PDF 形式）にて提供すること。

- ※電子データはメール提出可。

- ・研修で使用するソフトウェア（GIS ソフト、MSOffice 等）については必要台数分、準備すること。

- ・研修で使用する研修用データは、当機構との協議により、受注者が必要なデータを加工して準備し、地理情報システム環境としてセットアップすること。

⑧上記①～⑦の内容及び定めのない事項については当機構と協議・調整の上決定すること。

4 履行期間

- (1) 業務の実施完了時期については、令和8年11月30日までとする。
研修日程等、詳細については、機構担当者と協議し確定すること。
また、研修終了後、機構担当者の求めに応じ、質疑に応じること。

5 提出成果物等

研修実施後、以下の成果物を紙及び電子データにて提出すること。

※電子データはメール提出可とする。

- (1) 研修資料
- (2) 実施報告書（任意様式可）

6 提出場所

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー 15階
東日本都市再生本部 事業調整部 企画課

7 納品検査

当機構の指定する職員が納品物の検査を実施する。納品物が本調達仕様書の仕様を満たさない場合には、受注者の負担と責任において当機構の指定する期日までに対応すること。

8 その他

- (1) 調達物品は「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」に適合していること。
- (2) 本業務の履行、本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、当機構と協議し、調整を行うこと。
- (3) 受注者は、この業務により知り得た事項を外部に漏らしてはならず、また、本業務以外の目的に使用しないこと。
- (4) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
 - ①業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
 - ②①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により当機構に報告すること。
 - ③暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、当機構と協議を行うこと。

以上